

「再犯防止推進法」の成立・施行

再犯防止推進法において、地方公共団体の役割等が明記されています。

(国等の責務)

第四条

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

再犯防止推進計画策定スケジュール

平成29年中を目途に新たな推進計画を策定した後、地方ブロックごとに刑事司法関係機関や地方公共団体を対象にした説明会を開催します。

平成29年 2月 第1回・再犯防止対策推進会議(各省局長級)

第1回・法務省再犯防止推進計画等検討会(各省課長級)

→ 以降、次の主なテーマごとに月1回の頻度で検討会を開催

- ・ 就労・住居の確保
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用
- ・ 学校等と連携した修学支援
- ・ 効果的な指導の実施
- ・ 民間ボランティア活動の促進, 広報啓発活動の推進
- ・ 地方公共団体における推進体制の整備

10月頃 再犯防止推進計画(案)の取りまとめ (第2回・再犯防止対策推進会議)

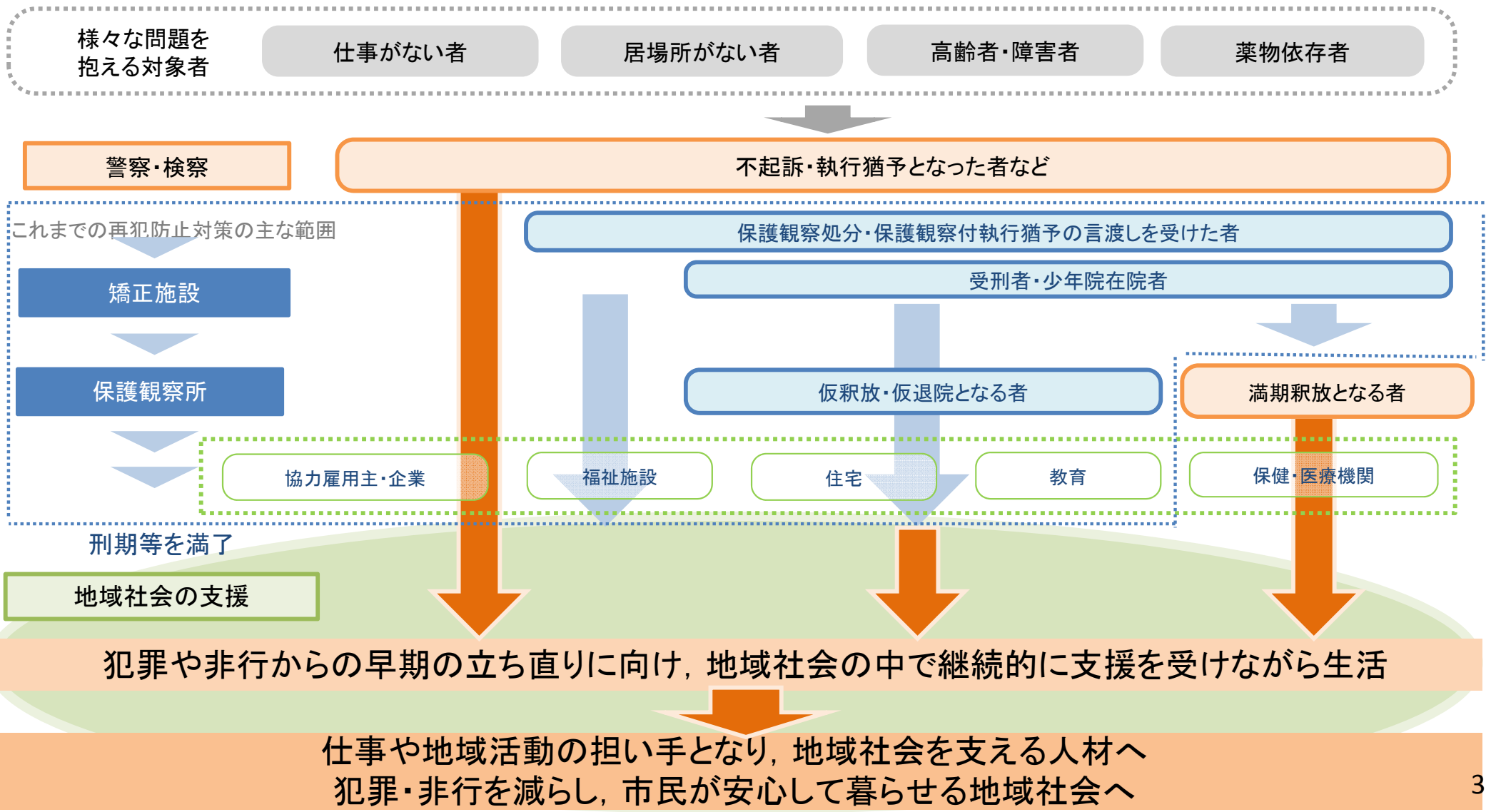
11月頃 パブリックコメント

12月頃 再犯防止推進計画の閣議決定

→ 地方ブロックごとに説明会を開催

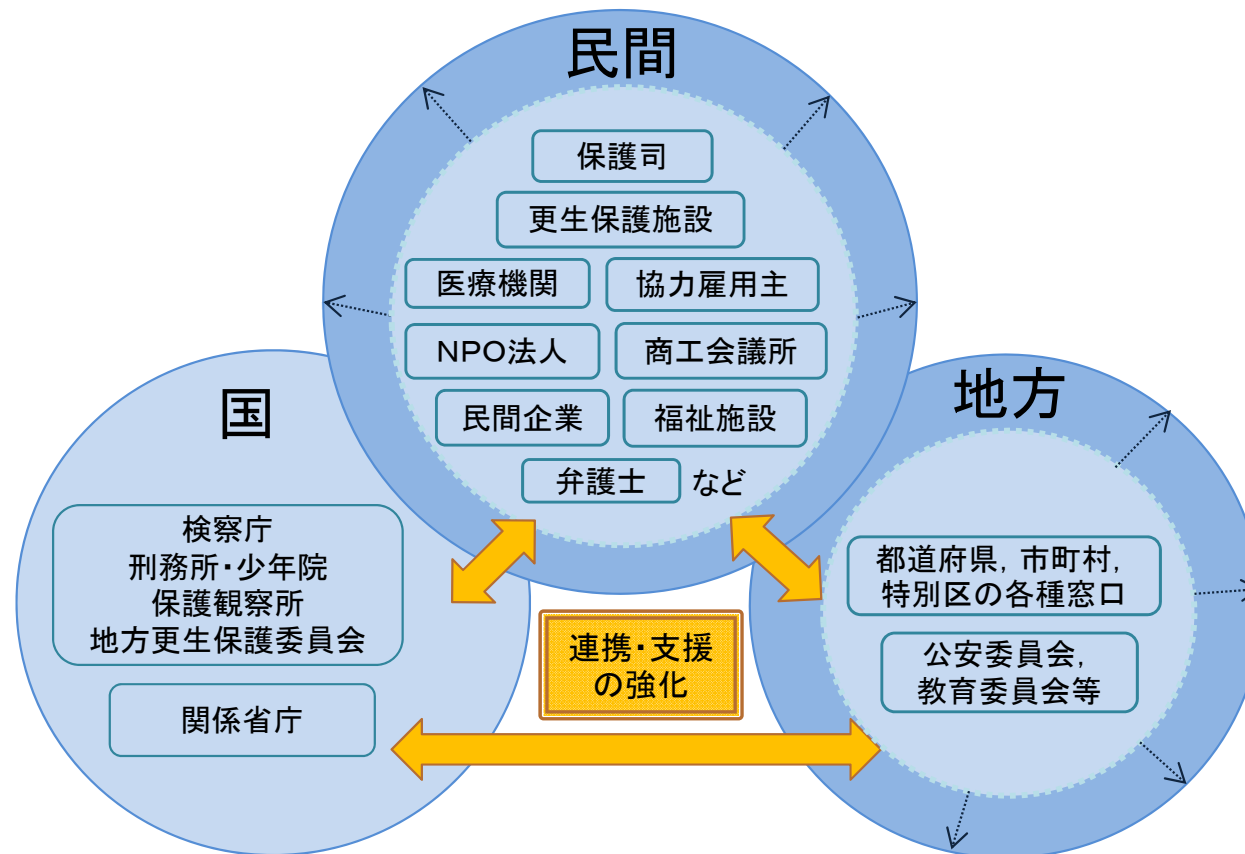
新たな視点①～あらゆる段階での支援

矯正施設における処遇や保護観察の充実強化だけでなく、起訴猶予や執行猶予となる者、満期釈放者等も含めた刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じて、一人一人の特性に応じた立ち直りのための指導・支援を実施します。



新たな視点②～国・地方公共団体・民間の連携

個々の対象者の社会復帰を支え、再犯防止を実現するため、国民の理解を土台とし、国・地方公共団体・民間がこれまで以上に連携し、総合的に施策を推進します。



安倍内閣総理大臣の指示



「国だけでなく自治体においても息の長い取組が必要です。全国の自治体において再犯防止対策が推進されるよう、地域の強みを生かす新たな施策の実施も含め、一層強力に取り組んでいただきたいと思います。」

(本年4月18日 犯罪対策閣僚会議)